

【機器構成内訳】		
品名	数量	単位
液体窒素下凍結保存容器	1	式
【構成内容】		
液体窒素下凍結保存容器	1	式
液体窒素下凍結保存容器 本体	1	台
可搬式液体窒素容器	2	台
気相用スクエアラック	1	台
IQ/OQ費用	1	式
温度ロガー	1	式
受信機	1	個
送信機	1	個
温度センサ	1	個
受信機用取付ホルダ	1	個
送信機用取付ホルダ	1	個
アプリケーションソフト	1	式
設置・調整費	1	式

## 【調達物品の備えるべき技術的要件】

(液体窒素下凍結保存容器に関する要件)

1 液体窒素下凍結保存容器に関しては、以下の要件を満たすこと。
1-1 内容積が100リットル以上のステンレス製可搬式液体窒素容器と接続され、液体窒素によって冷却する保存容器であること。
1-2 液体窒素容量は、最大90リットル以上であること。
1-3 液体窒素量の下限と上限を任意で設定する機能を有すること。
1-4 蒸発により液体窒素が下限に達すると、接続されているステンレス製可搬式液体窒素容器から上限まで自動で充てんされる機能を有すること。
1-5 液相保存、気相保存の両方が可能であること。
1-6 容器移動用のキャスターを有すること。
1-7 庫内温度がデジタル表示されること。

1-8 庫内の液体窒素量がレベルインジケータでLED表示されること。
1-9 高温警報を有すること。
1-10 設定した液体窒素量の下限を下回った時に警報する機能を有すること。
1-11 リモートアラーム接点が標準装備されていること。
1-12 リッド（蓋）のオープンキー、各種設定を行うコントロールパネルへのアクセスキー、誤動作を防止する埋め込み型電源スイッチなどのセキュリティ機能を有すること。
1-13 液体窒素の充てん時初期に発生する窒素ガスの庫内への流入を防ぐバイパスを有すること。
1-14 装置の内径（口径）は40cm以上であること。
1-15 本体重量は100kg以下であること。
1-16 気相用スクエアラックは、フリーズボックスが6個(1段1個×6段)収納可能であること。
(温度ロガーに関する要件)
2 温度ロガーに関しては、以下の要件を満たすこと。
2-1 受信機は、測定された温度情報を無線で受信し、イーサネット接続されたパソコンへデータを転送する機能を有すること。
2-2 受信機は、最大60台の送信機と接続可能であること。
2-3 送信機の通信距離は、屋内見通し90m以上、屋外見通し300m以上であること。但し使用環境により通信距離は変動する。
2-4 送信機はAC電源仕様であり、停電時のバックアップ電源を内蔵していること。
2-5 温度センサは白金（Pt100）測温抵抗体で、測定範囲は-200～400℃であること。
2-6 アプリケーションソフトにて、受信機から転送された温度データを管理出来ること。
2-7 受信機、送信機それぞれに専用の取付ホルダを有すること。
2-8 電波法に基づく技術基準適合証明もしくは工事設計認証を受け、そのことを示すラベルを貼り付けてあること。
(搬入、設置工事、調整、稼働テストに関する要件)
3 搬入、設置工事、調整、稼働テストに関しては、以下の要件を満たすこと。
3-1 設置工事等の実施にあたっては設置担当者とはあらかじめ打ち合わせのうえ実施すること。
3-2 搬入、設置のためのルート確保、養生等は納入業者が実施すること。
3-3 設置場所は現場担当者が指定した場所とすること。

3-4 搬入、設置工事等の期間中、これらの作業に起因して病院運営業務に支障がでないよう必要な措置を講じること。

3-5 搬入、搬出に伴う費用は納入業者の負担とすること。

(保守体制等に関する要件)

4 保守体制等については、以下の要件を満たすこと。

4-1 納入後1年間は、通常の使用で故障した場合の無償修理に応じること。

4-2 本システムの運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。

4-3 納品後のサポートサービスを履行すること。

(取り扱い説明、教育訓練、その他に関する要件)

5 取り扱い説明、教育訓練、その他については、以下の要件を満たすこと。

5-1 取り扱い説明に関する導入時の教育訓練を当院担当職員に対して十分に行うこと。教育訓練の実施に関する日程調整や回数については、現場担当者との協議のうえ決定すること。

5-2 当院が必要と認めた時は、追加の教育訓練を納入後1年間は無償で行うこと。

5-3 日本語による取扱説明書を提出すること。また簡易マニュアルについても提出すること。

5-4 病院内での停電時における電源復旧マニュアルを提出すること。

5-5 本システム導入に伴い、医療法や電波法等で届出が必要な場合、届出書類に関する資料を提出し、必要届出のサポートを行うこと。

(その他特記事項に関する要件)

6 その他特記事項

6-1 納入品については全て新品（リファービッシュ品は不可）であること。

6-2 納入品については搬入、据付および調整を行うこと。

6-3 納入後1年以内に機能向上があった場合は、当院担当職員との協議のうえ、導入を検討すること。

6-4 仕様の細部についてはすべて当院の承認および指示をうけること。

6-5 その他定めのない事項については、当院担当職員との協議のうえ、その指示に従うこと。